

独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター
治験管理室運用要綱

平成27年4月1日版から令和5年1月1日版への改訂 新旧対照表

新	旧
<p>(職員の身分、処遇及び責任)</p> <p>第4条 治験コーディネーターを職員の中からあてるときは、院内発令する。</p> <p>2 略</p> <p>(附則)</p> <p>本要綱は平成25年5月1日から実施する。</p> <p>平成27年4月1日 一部改訂 令和5年1月1日 一部改訂</p>	<p>(職員の身分、処遇及び責任)</p> <p>第4条 治験コーディネーターは、職員の中から院内発令する。</p> <p>2 略</p> <p>(附則)</p> <p>本要綱は平成25年5月1日から実施する。</p> <p>平成27年4月1日 一部改訂</p>